

令和5年5月2日

保護者 各位

安中市教育委員会  
教育長 竹内 徹

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

日頃より、安中市の学校教育に対しまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご家庭におきましてお子様の健康管理等にきめ細かくご対応いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に移行されることとなりました。これに伴い、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」が改定され、学校での感染症対策に関する基本的な考え方について示されました。

つきましては、5月8日以降の各学校における感染症対策や出席停止の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 児童生徒の登校について

- ・児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、出席停止となります。出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで」となります。なお、登校するに当たっては、陰性証明や治癒を証明する書類等を提出する必要はありません。今後、インフルエンザに感染した時と同様の療養報告書の取扱いについて示された場合には、後日学校より連絡いたします。
- ・「濃厚接触者」の特定は行われなかったこととなりましたので、同居家族が感染した場合でも児童生徒に症状がなければ登校を控える必要はありません。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をして登校しないようご協力をお願いいたします。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることをもって、出席停止にすることはありません。

### 2 感染症対策について

- ・学校では、換気の確保、丁寧な手洗い、咳エチケットの指導について継続して行います。なお、マスクについては、着用を求めないことが基本となります。
- ・ご家庭におかれましては、引き続き、児童生徒の健康状態の把握をお願いいたします。その際、毎日の検温の記録を学校へ提出する必要はありません。